

審 査 基 準

令和7年7月9日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第105条の2第2項
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の交付
原権者（委任先）：神奈川県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、 第105条（免許の失効）第105条の2第1項（運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録） 道路交通法施行令第39条の2の5（運転経歴証明書の交付等）、 第39条の2の6（運転経歴証明書の交付等） 道路交通法施行規則第30条の8（運転経歴証明書の交付等の申請の手続）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：○ 神奈川県警察本部交通部運転免許本部運転免許課に申請した場合は、申請の当日中 ○ 警察署に申請した場合は20日（行政庁の休日は含まない）
申 請 先：申請書は、神奈川県警察本部交通部運転免許本部運転免許課又は、神奈川県内の警察署（横浜水上警察署を除く。）に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：神奈川県警察本部交通部運転免許本部運転免許課 （電話 045-365-3111） 免許申請係 内線 253 免許作成係 内線 262
備 考：